

建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 型式適合認定の種類の追加

型式適合認定の種類として、建築物の構造耐力に係る一連の規定に適合していることについての認定を追加する。(第十条第一号、第百三十六条の二の十一第一号関係)

2 採光規制の対象の合理化

児童福祉施設等のうち、利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、建築基準法第二十八条第一項の採光規制の対象から除外する。(第十九条第二項第四号関係)

3 防火上及び避難上の規制の対象の合理化

(1) 一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、層間変形角及び面積区画に係る規制の対象から除外する。(第百九条の二の二、第百十二条第一項関係)

(2) 一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物であって準防火地域内にあるもののうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、面積区画に係る規制の対象から除外する。(第百十二条第四項関係)

(3) 一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物であって準防火地域内にあり、かつ、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するもののうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、面積区画に係る規制の対象から除外する。(第百十二条第五項関係)

(4) 一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六条の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、堅穴区画に係る規制の対象から除外する。(第百十二条第十一項関係)

4 用途地域における危険物の総量規制の合理化

圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用する設備等であって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガスについて、建築基準法の用途規制における危険物から除く。(第百三十条の九第一項関係)

5 その他

その他所要の改正を行う。

6 施行期日等

- (1) この政令は、令和八年十一月一日から施行する。(附則第一項関係)
- (2) 所要の経過措置を定める。(附則第二項、第三項関係)